

2026年6月8日

致 中华人民共和国 国家知识产权局

一般社团法人 日本知识产权协会 (JIPA)

理事长 小林 利彦

关于《专利纠纷行政裁决和调解办案指南（公开征求意见稿）》的意见

日本知识产权协会是 1938 年在日本设立的与知识产权相关的民间团体，截止 2026 年 4 月 1 日为止包括 1,411 个会员，其中 1,025 个会员是日本的主要企业。本协会曾就世界的知识产权制度及其运用的改善向相关部门提出了意见等，此次对题述的《专利纠纷行政裁决和调解办案指南（公开征求意见稿）》进行了详细研究和探讨。并且，如附件所示，将我方的意见进行了整理和归纳，请予以探讨为盼。

另外，我方很愿意就此次提出意见的背景、理由等进行说明，如有需要请联系我方。

此致

附件：关于《专利纠纷行政裁决和调解办案指南（公开征求意见稿）》的 JIPA 意见

一般社团法人 日本知识产权协会

秘书长 熊谷 英夫

(联络人 松本 宗久)

(提出は中国語ですが、以下、意見内容は日本語を添付します)

## CNIPA 宛『専利紛争の行政裁決及び調停に関する取扱指針案』に対する JIPA 意見

### 【意見 1】

#### ◆対象部分

- 第一部分 特許権侵害紛争に関する行政裁決 (原文: 专利侵权纠纷行政裁決)
- 第二章 事件処理手続 (原文: 办案程序)
- 第一節 案件の受理及び立件 (原文: 案件受理与立案)
- 三 受理資料の審査 (原文: 受理材料的审查)
- (六) 特許権侵害行為の実施に関する証拠 (原文: 实施专利侵权行为的相關证据)
- 2. 形式審査 (原文: 形式审查)
- (2) 涉外証拠 (原文: 涉外证据)
- ② 外国語証拠 (原文: 外文证据) : 本指針案 14 頁

#### ◆対象部分の内容

「当事者が中国語の翻訳文に異議を唱えた場合、当事者は共同で翻訳機関に委託して翻訳文を提供しなければならない。当事者が翻訳機関の選択について合意に達しない場合は、管理特許工作部門が指定する。」と規定されている。

#### ◆意見の内容

当事者が中国語の翻訳文に異議を唱える場合は、「具体的な誤訳箇所の指摘および合理的な理由(根拠)の提示」を義務付けることを要望する。

また、客観的かつ合理的な理由のない異議や、不当な引き延ばしを目的とした異議であると認められる場合には、管理特許工作部門において、新たな翻訳機関への共同委託手続に移行する前に、当該異議を初期段階で却下できる仕組みを設けることを要望する。

不適當な異議の抑制及び案件処理の効率化を図るためである。

### 【意見 2】

#### ◆対象部分

- 第一部分 特許権侵害紛争に関する行政裁決 (原文: 专利侵权纠纷行政裁決)
- 第二章 事件処理手続 (原文: 办案程序)
- 第二節 案件の審理及び終結 (原文: 案件审理与结案)
- 一 審理手続 (原文: 审理程序)
- (四) 案件の中止及び処理再開 (原文: 案件的中止及恢复处理)
- 3. 処理を中止しないことができる場合 (原文: 可以不中止处理的情形)

: 本指針案 21 頁

◆対象部分の内容

処理を中止しないことができる場合として「(5) 特許業務を管轄する部門が、中止の必要がないと判断するその他の場合（原文：管理专利工作的部门认为无需中止的其他情形）」と規定されている。

◆意見の内容

「処理を中止しないことができる場合」について、(1)～(4)において具体的な典型例が示されている点は、実務上の明確性向上の観点から非常にありがたい。

一方、「(5)……その他の場合」の部分に関し、円滑な制度運用の観点から一定の裁量条項が設けられることは理解できるが、当事者の予見可能性の観点から、更なる明確化の余地があると考えられる。例えば、判断に際して考慮される要素や典型的な適用場面を示すことが考えられる。これにより、各地の運用の安定性向上に資するものと考えられることから、更なる明確化を要望する。

【意見3】

◆対象部分

第一部分 特許権侵害紛争に関する行政裁決（原文：专利侵权纠纷行政裁决）

第三章 侵害判断（原文：侵权判断）

第五節 意匠特許権侵害の判定（原文：外观设计专利侵权判定）

一 意匠特許権の保護範囲の確定（原文：外观设计专利权保护范围的确定）

：本指針案 99 頁

専利法第 64 条第 2 項

◆対象部分の内容

意匠特許権の保護範囲は、図面または写真に示された当該製品の意匠によって定まり、簡単な説明は、図面または写真に示された当該製品の意匠を解釈するために用いることができると規定されている。

◆意見の内容

ここで、「簡単な説明」に関して、権利に影響のある記載とそうでない記載の例を示していただくことを要望する。

本指針案においては、簡単な説明が 4 つに分類され、それぞれについて権利範囲に含まれるか否かについて具体的に記載いただいている。しかし事例については、そのうち 1 つの分類に該当するもののみが提示されるに留まり、残る 3 分類の事例が示されていないため、実際の運用において、どのような記載が具体的にどの分類に属するものなのかが曖昧である。

予見可能性の高い権利行使と法的安定性を担保するため、その他の 3 分類についても同様に具体的な事例を提示いただくことを要望する。

#### 【意見4】

##### ◆対象部分

第一部分 特許権侵害紛争に関する行政裁決（原文：专利侵权纠纷行政裁決）

第三章 侵害判断（原文：侵权判断）

第五節 意匠特許権侵害の判定（原文：外观设计专利侵权判定）

二 意匠特許権侵害の判定（原文：外观设计专利侵权判定）

（二）判断対象（原文：判断客体）：本指針案 109 頁

##### ◆意見の内容

1つの意匠特許文本（登録公報）に一括して登録された複数の関連外観設計のうち、一部の意匠に対して無効宣告請求がなされ、無効または一部無効と判定された場合において、維持された他の関連外観設計や本意匠の有効性、および侵害判断における取扱いの基準を明確に規定していただくことを要望する。

中国の意匠特許制度においては、1つの特許文本の中に複数の関連外観設計をまとめて登録する運用となっている。しかし、そのうちの1つ（例：意匠B）が係争中に無効にされた際、同じ特許文本に記載されている残る他の意匠（例：意匠A、C、D）の有効性や権利範囲にどのような法的影響が及ぶのか、あるいは完全に独立した権利として侵害訴訟等の権利行使を継続できるのかが、本指針案では曖昧である。

予見可能性の高い権利行使と法的安定性を担保するため、1つの意匠特許文本（登録公報）に一括して登録された複数の関連外観設計のうち、一部の意匠に対して無効宣告請求がなされ、無効または一部無効と判定された場合において、維持された他の関連外観設計や本意匠の有効性、および侵害判断における取扱いの基準を明確にしていただくことを要望する。

#### 【意見5】

##### ◆対象部分

第一部分 特許権侵害紛争に関する行政裁決（原文：专利侵权纠纷行政裁決）

第三章 侵害判断（原文：侵权判断）

第五節 意匠特許権侵害の判定（原文：外观设计专利侵权判定）

二 意匠特許権侵害の判定（原文：外观设计专利侵权判定）

（四）意匠の同一・近似に関する比較判断（原文：外观设计相同或近似对比判断）

：本指針案 113 頁

##### ◆対象部分の内容

被疑侵害製品が特許意匠と同一または近似の形態（形状、模様、色彩）を採用しているかを判断するにあたり、拡大鏡等の器具を用いて初めて観察できる形態の相違（形状・模様・色彩）は、意匠特許侵害比較の根拠とすることはできないと規定されている。

##### ◆意見の内容

拡大鏡等の器具を通して肉眼で観察できる場合も、同一または近似を認定する根拠とすることを要望する。

宝石や微小な電子部品等、意匠に係る物品の取引に際して、現物又はサンプル品を拡大鏡等により観察したり、拡大写真や拡大図をカタログ、仕様書に掲載する等の方法によって、当該物品の形状等を拡大して観察することが通常である商品分野も存在する。

このような取引実態がある場合においては、肉眼によって認識することができないとしても、拡大鏡等の器具を通して観察できる形態をもって意匠特許侵害比較の根拠とするべきと考えるためである。

## 【意見6】

### ◆対象部分

第一部分 特許権侵害紛争に関する行政裁決（原文：专利侵权纠纷行政裁决）

第四章 証拠（原文：证据）

第五節 典型的な証拠の審査及び認定（原文：几种典型证据的审核认定）

六 調書及び電子証拠（原文：笔录及电子证据）

（二）電子証拠（原文：电子证据）：本指針案 182 頁

### ◆対象部分の内容

電子証拠に関し、「1. 電子証拠の審査及び認定（原文：电子证据的审核认定）」について、その① 合法性 ② 真実性 ③ 証明力等が示されており、また「2. インターネット上の証拠の審査及び認定（原文：网络证据的审核认定）」について、同様の審査や認定方法が示されている。

### ◆意見の内容

本指針案において、幅広く電子証拠やインターネット上の証拠を認める記載があることは、非常にありがたい。更に、電子商取引プラットフォーム（EC サイト）、SNS、ライブコマース等の模倣品摘発の際に必要な電子証拠について、証拠としての利用可能性を、より明確化いただくことを要望する。

特に、以下の点について具体的指針が示されることを望む。

- A. スクリーンショットの取得要件（URL、取得日時、取得環境）
- B. 動的コンテンツ（動画・ライブ配信）の保存方法
- C. 商品ページの更新・削除後の証拠保全方法
- D. プラットフォーム提供データ（取引履歴・アクセスログ）の証拠能力

また、国外サイト情報について公証不要とする規定は、実務上有用であるが、越境 EC サイトの電子証拠・ネットワーク証拠について、上記 A～D までの要件が中国国内で必要とされる証拠と同じ程度のものであるか、更に他の証拠が必要かについて明確化されることを要望する。

以上